

第 3 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和6年10月1日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

## 第3回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和6年10月1日(火曜日)

午前9時57分開議

午前11時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第10号 財産の無償貸付けについて

議案第11号 令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第12号 令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第13号 令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について

議案第20号 工事請負契約の締結について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第62号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第22号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第38号 地産地消の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「熊本県水とみどりの森づくり税」事業の検討状況について

②盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等・特定盛土等)の指定(案)について

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平

副委員長 前田敬介

委員 前川 收

委員 岩中伸司

委員 増永慎一郎

委員 緒方勇二

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

政策審議監 磯谷重和

生産経営局長 徳永浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 藤由 誠

団体支援課長 岩野洋士

流通アグリビジネス課長 林田慎一

農業技術課長 上村法光

政策監 杉 谷 将 洋  
農産園芸課長 山 本 剛 士  
畜産課長 安 武 秀 貴  
農地・担い手支援課長 紙 屋 勝 良  
農村計画課長 野 入 正 憲  
農地整備課長 宮 川 和 幸  
むらづくり課長 大 森 直 樹  
技術管理課長 岩 田 長 起  
森林整備課長 宮 脇 慈  
林業振興課長 野 間 圭  
森林保全課長 大 和 一 浩  
水産振興課長 那 須 博 史  
漁港漁場整備課長 谷 水 秀 行  
農業研究センター所長 中 島 豪

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦  
政務調査課課長補佐 川 中 誠 一

午前9時57分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、本委員会に付託された議案等のうち、議案第21号については、私は除斥となりますので、議案第21号とそれ以外の議案等に分けて審査することといたします。

つきましては、審査の効率化を図るため、議案第21号以外の議案等を先に審査、採決したいと思います。

それでは、本委員会に付託された議案等のうち、議案第21号を除く議案等を議題とします。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれまし

ては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただくようお願いいたします。

執行部の説明は、効率よく進めるため、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

○千田農林水産部長 おはようございます。

初めに、本年1月1日に発生しました能登半島地震に続き、9月21日からの大雨により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々が、一日も早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

農林水産部では、地震の発災直後から、農林水産関係施設の復旧に係る支援を行うため、技術職員を石川県に派遣しておりますが、引き続き、現地のニーズを踏まえながら、災害を経験した職員の知見、ノウハウを生かした支援を行ってまいります。

また、8月の管内視察では、執行部も同行させていただきありがとうございました。視察の中で委員の皆様からいただきました御意見や視察で得た知見を、今後の施策に役立てられるよう努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、赤潮被害への対応です。

八代海で発生した赤潮により、約14億8,000万円の被害が発生しました。令和3年度から4年連続の発生となり、この4年間の被害総額は50億円を超えるなど、養殖業者の経営に与える影響は、大変深刻なものとなっています。

7月には木村知事に現地を訪問いただき、現場の声を直接伺った上で、予備費等を活用したへい死魚の処理や金融面の支援などの緊

急対策を実施いたしました。

また、去る7月30日には、熊本県、長崎県、鹿児島県の3県の知事、議長と合同で、赤潮の発生メカニズムの解明や養殖業者に対する支援の強化等について、国に対して緊急要望を行いました。

さらに、今定例会には、代替魚の購入や漁場環境保全活動に対する支援のための予算を提案しております。

今後も、養殖業者の経営継続のための必要な対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、農地確保対策と畜産農家の営農継続に向けた取組です。

菊池地域における半導体関連産業の集積の加速化に伴い、周辺市町の農地は、今後もさらなる転用が見込まれています。

農地の減少により、農畜産業の経営縮小や生産性の低下が懸念されており、特に畜産農家は、借地して飼料作物を耕作する農地が減少し、自給飼料の確保や家畜排せつ物の処理が難しい状況となっています。

そこで、去る8月29日、喫緊の課題となっている早急な代替農地の整備に向けた支援や資源循環型畜産経営の維持に向けた支援など、経済の安全保障と食料の安全保障の両立を目指した特別な支援について、国に対して緊急要望を行いました。

引き続き、農家のニーズにしっかりと寄り添い、関係市町と連携を図りながら、営農継続に向けた支援に取り組んでまいります。

最後に、農林水産部における組織改編についてです。

今定例会に関係条例案が提案されています。庁内組織の改編において、知事マニフェストにあります農林畜水産物の高付加価値化を進め、「食のみやこ熊本県」を創造するため、農林水産部と商工労働部の共管となる食のみやこ推進局が設置される予定です。

また、同じく知事マニフェストにあります親元就農をはじめとする農林畜水産業の担い

手確保、育成に向けた取組を強化するため、農地・担い手支援課を改組し、担い手支援課が新設され、併せて農業振興と企業進出の両立を重点的に推進するため、農村計画課に農地農振室がそれぞれ新設される予定です。

マニフェストの早期実行に向け、関係部局との課題共有や連携体制の強化、課題解決に向けた取組を推進してまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算関係として、本年の梅雨前線豪雨による災害復旧及び赤潮被害を受けた養殖業の早期の事業再開に向けた支援に要する経費のほか、林業技能の向上による林業従事者の就労環境改善に向けた支援に要する経費を計上しております。

これに、台風第10号への対応として、治山施設の土砂撤去費用の追加提案分を加え、総額6億9,000万円余の増額補正を提案しております。

補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて760億円余となります。

次に、条例等関係では、財産の無償貸付け、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金及び工事請負契約の締結について提案しております。

また、報告事項は、職員の交通事故に係る専決処分、県が出資する公益法人等の経営状況及び地産地消の推進に関する施策について報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要です。

加えて、その他報告事項として、2点報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)をよろしく願いいたします。

こちらの4ページをお願いいたします。

令和6年度の9月補正予算総括表になります。

表の上段項目の左から3列目、(B)の欄が9月補正額となりますが、その列の一番下、一般会計と特別会計の3、合計欄のところのとおり、農林水産部の9月補正合計額は、5億7,600万円余の増額補正となっております。

また、真ん中から少し右側の列、(C)の欄が、さきの台風10号への対応と、その追号というふうになりまして、合計欄のとおり、1億1,300万円余の増額補正でございます。

この2つを合わせました9月補正後の総額は、表の一番右下の合計額のとおり、760億8,000万円余となっております。

9月の補正額は、その年度の災害の多寡、災害によって規模が異なっておりまして、本年度は、比較的小規模というふうになっております。

次に、明許繰越しになります。

ページ数が、20ページをお願いいたします。

令和6年度繰越明許費の設定につきましてでございます。

主に上から2つ目、2番目の農地整備課の農業生産基盤整備事業、それから3番目の森林保全課の治山事業など、合計67億円余、これに災害復旧分を加えまして、合計76億5,000万円余となっております。

なお、本議会における繰越設定につきましては、適正な工期の確保という視点から、10月以降の工期が6か月以上要すると、これが確実な事業につきまして、令和3年度以降お願いをしているものでございまして、例年70～80億円程度というふうになっております。

それでは、この後、各課から建制順で、主

なもの、主な事業を御説明させていただきますけれども、今回は、各課におけます令和5年度以前の事業、この事業費の確定に伴います国庫支出金の国への返納金、これが全部で13件、合計2,000万円余というふうになっております。

このうち、本年度実施されました会計検査による指摘事項1件ございましたが、この分を除きまして、事業費の確定等ということになりますので、個別の説明を省略させていただきますと思います。

農林水産政策課は以上でございます。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

8ページをお願いします。

上から3行目、農用地利用集積等推進基金積立金でございますが、過年度に交付されました機構集積協力金の返納でございますが、それと合わせまして、さきの会計検査の御指摘で判明いたしました補助対象外の事務的経費の熊本県農業公社からの自主返納で、県基金からの交付でありましたため、基金へ積み戻すものでございます。

なお、返還対象に一部県費からの支出もございましたので、一般財源への繰入れも含まれております。

農地・担い手支援課からは以上でございます。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

10ページをお願いします。

4段目、農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の変更です。

説明欄1の熊本市の美登里地区から、下の説明欄5の上天草市、天草市の教良木地区について、排水機場などの整備に当たり、半導体関連の資材調達に時間を要したこと及び予算の計画的執行に向けた調整のため、債務負

担行為の変更をお願いするものです。

同じく、11ページ、3段目、海岸保全事業費の説明欄、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費は、災害における農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費について増額をお願いするものです。

12ページをお願いします。

1段目は、農地防災事業費の債務負担行為の変更です。

説明欄1の宇土市の松原地区及び2の宇城市の砂川地区について、農村地域防災減災事業における排水機場の整備に当たりまして、先ほどと同様に、半導体関連の資材調達に時間を要したこと及び予算の計画的執行に向けた調整のため、債務負担行為の変更をお願いするものです。

2段目の単県農地防災施設管理費の説明欄、農業水利施設省エネルギー化推進事業につきましても、農業水利施設で使用する電気料金等の高騰に伴う土地改良区などに対する助成について増額をお願いするものです。

4段目の団体営農地等災害復旧費は、災害により被災した農地や農業用施設の復旧のため、増額をお願いするものです。

13ページの1段目、県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加については、大切畑ダム堤体工事及び取水設備工事の追加に伴い、債務負担行為の追加をお願いするものです。

農地整備課は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

16ページをお願いします。

2段目の林業労働力対策事業費の説明欄の豊かな森林づくり人材育成事業は、今年度新たに始まる林業技能検定に係る受検料の助成や受検に向けた講習会等の開催に要する経費です。

4段目の現年林道災害復旧費の説明欄のとおり、本年度発生した林道災害の復旧を行う

市町村に対する助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

17ページをお願いいたします。

2段目の単県治山事業費の説明欄1、単県治山事業(県営事業)は、3月、5月、6月の豪雨により発生した国庫補助の対象とならない保安林内の山地災害復旧に要する経費です。

2の単県治山事業(県営事業)は、台風10号被害に係る追号であり、山腹崩壊から流出し、既設の谷止め工に異常堆積している土砂と流木の撤去に要する経費です。

3の単県治山事業(市町村営事業)は、3月と7月の豪雨により発生した国庫補助の対象とならない人家裏の災害復旧に要する経費です。

18ページをお願いいたします。

先ほど説明しました台風10号への対応に関する追号分の土木部と農林水産部を合わせた県全体の資料です。

左側1の道路、砂防施設の復旧は、土木部で実施し、右側2の農林関連施設の復旧が、先ほど説明しました治山施設の土砂撤去です。

写真のとおり、県道宮原五木線の上部で発生した山腹崩壊の土砂が、谷止め工3基に約3,000立米堆積しております。谷止め工の効果が発揮されておりますけれども、今後の雨により流出するおそれがあることから、県道利用者の安全を確保するための土砂撤去を実施するものです。

森林保全課は以上です。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

19ページをお願いいたします。

2段目、漁場環境等対策事業費の説明欄、

赤潮被害緊急対策事業は、八代海で発生しました有害赤潮により漁業被害を受けられた養殖業者の早期の事業再開に必要な代替魚の購入などを支援するものです。

また、4段目、施設整備事業費の説明欄、浜の活力再生加速化支援事業は、県産水産物の生産、販売等に必要な共同利用施設、具体的には、県海水養殖漁業協同組合が行う製氷機及び貯氷庫の整備を支援するものでございます。

水産振興課は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

資料の22ページをお願いします。

議案第10号、財産の無償貸付けについてでございます。

当財産は、県が畜産農家の牛の預託育成などを行っておりました旧西原公共育成牧場に係るものです。

無償貸付財産として、畜舎など23棟及び電柱19本を継続して土地の所有者である西原村に無償で貸し付けるものでございます。

23ページの3、これまでの経緯のとおり、当牧場は、平成21年3月に廃止いたしました。西原村から土地と建物を一体的に畜産的活用をすることにより、村の畜産振興を図りたいとの要望がございました。

県といたしましても、西原村の畜産振興と県有財産の有効活用が望めるため、平成21年9月議会の議決を経て、建物に関する5年間の無償貸付契約を西原村と締結いたしました。その後、平成26年及び令和元年の9月議会の議決を経て、5年間の契約の更新を行ってきたところでございます。

この契約期間が本年10月31日に終了することから、西原村と協議を行ったところ、貸付期間の延長要望があり、引き続き、西原村における畜産振興のため、貸付期間を5年間延長しようとするものでございます。

畜産課は以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

24ページをお願いいたします。

このページの議案第11号から議案第13号までにつきましては、いずれも令和6年度の農林水産関係の建設事業等につきまして、受益がある市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業等につきましては、法律上、その経費につきまして、受益市町村に負担をしていただくということができるとなっております。ただ、この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聴いた上で、県議会の議決を経て定めるという形になっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、24ページの議案第11号、これが地方財政法関係、そして、27ページの議案第12号が土地改良法関係、そして、29ページの議案第13号が海岸法関係のものというふうになっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等に基づきまして設定したものでございます。受益市町村の同意も全て得ているということになっております。

農林水産政策課は以上でございます。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

30ページをお願いいたします。

議案第20号、工事請負契約の締結についてでございます。

漁業取締船の代船建造に係る請負契約でございます。

31ページの事業の概要にありますとおり、令和5年に退役しました漁業取締船「ひご」と老朽化している漁業取締船「あまくさ」の代船として建造するものでございます。

工事名は、漁業取締船代船建造工事です。

工事内容は、総トン数69トンの漁業取締船を建造するものです。工事場所は、落札業者の工場があります神奈川県横浜市になります。工期は、契約締結の日から令和8年3月13日まで、契約金額は12億450万円です。契約の相手方は、ジャパンマリンユナイテッド株式会社、契約方法は、一般競争入札でございます。

水産振興課は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

34ページをお願いいたします。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る3件の専決処分報告をさせていただきます。

まず、1件目を35ページにより説明させていただきます。

事故の概要になりますが、令和5年7月3日に上天草市で発生した物損事故に伴うものとなっております。

事故の当事者は、天草広域本部農林水産部漁港課の職員で、相手は、上天草市が所有、管理する構造物となっております。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

公務出張中、職員が運転する車両が、緩やかな左カーブの道路におきまして、ハンドル操作を誤って、ちょっと左に切り過ぎたということで道路左側の水路に転落し、その先で水路を横断している農道擁壁に衝突したというものです。

運転していた職員にはけがはございませんでしたが、4番目の過失割合のとおり、県と相手方の責任が100対0、そして5番目の損害額及び損害賠償額のとおり、県の損害賠償額は93万5,000円というふうになっております。

2件目につきまして、37ページにより御説明させていただきます。

事故の概要となりますが、令和5年9月12

日に熊本市で発生しました人身物損事故に伴うものがございます。

事故の当事者は、農業研究センター果樹研究所の職員で、相手方は個人となっております。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

公務出張中、職員が運転する車両の前方信号が青から黄色に変わった際に、ブレーキの反応の遅れ、それから車間距離が不十分であったということで、前方に停車していた相手方車両に追突したというものになっております。

4番目の過失割合のとおり、県と相手方の責任が100対0、5番目の損害額及び損害賠償額のとおり、人身事故、人身損害につきまして、相手方の腰椎あるいは頸椎の捻挫等の治療分の県の損害賠償額としまして348万円余となっております。

なお、米印にありますが、物損分につきましては、早期の示談成立によりまして、昨年度12月議会に報告済みとなっております。

3件目につきましては、39ページをお願いいたします。

事故の概要になりますが、令和6年4月3日に阿蘇市で発生した物損事故に伴うものがございます。

事故の当事者は、阿蘇家畜保健衛生所の職員で、相手方は、運転者が個人、そして車両所有者は、リコージャパン株式会社様となっております。

一番下の6の事故の状況を御覧ください。

公務出張中、豪雨、それから濃霧によります前方視界不良のために、反対車線を直進してきていた相手方の車両に気づかないまま右折をしようとしたところ、相手方車両に衝突されたというものになっております。

4番目の過失割合のとおり、県と相手方の責任が90対10、5番目の損害額及び損害賠償額の(1)物損分にございます表の一番右側のとおり、県の損害賠償額は5万9,000円余と

なっております。

なお、3件の事案ともに8月30日に和解契約が成立しているものでございます。

交通事故につきましては、去る9月12日に、部内の職員1,200人全員を対象とした法令遵守等の研修を個別に実施いたしました。その中で、事故の具体例を含めて、改めて注意喚起を行ったところでございます。

これからも、交通事故防止に一層留意してまいりたいと思っております。

農林水産政策課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

41ページをお願いします。

報告第22号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の42ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業を実施することにより、野菜生産農家の経営安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

次に、2、令和5年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

当期の法人全体の正味財産増減額は、180万円余の減となっております。

43ページの(2)を御覧ください。

当期正味財産増減の主な要因は、指定正味財産において、特定野菜等供給産地育成事業の交付予約数量の減少に伴い、資金造成額が減少したためですが、造成額は交付予約数量によって毎年増減することから、公益目的事業を実施する上では問題はございません。

3、事業実績等についてです。

まず、(1)の資金造成については、交付予

約数量計画2万2,655トンに基づき、造成額は13億8,600万円余となり、うち5億8,900万円余は、国の造成分として農畜産業振興機構で積み立て、残りの7億9,600万円余が本協会の必要造成額となりました。

必要造成額につきましては、事業年度終了時残高7億9,200万円余と本年度必要造成額との差額450万円余を、業務方法書に基づき造成、払戻しを行いました。

(3)の補給金の交付実績でございますが、昨年度は、アスパラガスや冬春トマトなど13品目につきまして、合計4,090万円余を交付しております。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

45ページをお願いします。

報告第23号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

46ページ、当協会の令和5年度決算の概要について御説明させていただきます。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導及び畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給に資するとなっております。

2、令和5年度決算の概要について説明いたします。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、表の右下、決算のポイントである今期の正味財産増減額は、9,700万円余となっております。

正味財産の増減理由についてですが、47ページ、(2)を御覧ください。

その主たる要因として、子牛枝肉価格の低迷により、肉用子牛生産者補給金及び肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンが交付されましたが、子牛補給金は、全額国の財源から交付され、生産者積立金からの交付

がなかったこと、また、牛マルキンにつきましては、積立額に対し交付額が少なかったことから、9,700万円余の増となりました。

3、事業の実績等についてでございます。

(1)から(3)まで公益目的事業で、(4)が収益事業になっております。

まず、(1)につきましても、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、農畜産業振興機構等の事業を活用しまして、畜産農家に対する経営改善指導、各種補助事業などを行っております。

(2)は、家畜衛生対策の推進でございます。

家畜の疾病予防や伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度などの衛生対策等を推進しております。

(3)は、畜産物の価格安定対策の推進でございます。

子牛補給金制度やマルキン制度において、生産者積立金の管理及び補填金の交付業務等を実施しております。

(4)は、家畜改良、登録の推進でございます。

家畜の登記、登録や肉用牛の産肉能力の統計的な分析等を実施しております。

以上が熊本県畜産協会の経営状況の概要です。

畜産課は以上でございます。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

49ページをお願いします。

報告第24号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の50ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、活力ある農業の振興、潤いのある県民生活の向上に寄与することであり、

農業公社では、農地の規模拡大などによる農業経営の安定、農地及び農業用施設の有効利用の推進、就農、就業の支援及び青年農業者等の育成支援、熊本県農業公園の管理運営を実施しております。

次に、2の令和5年度の決算概要についてです。

(1)に正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

次のページが一番上をお願いいたします。

(2)当期正味財産増減の主な理由でございます。

法人全体の今期の正味財産増減額は、160万円余の減となりましたが、公益目的事業会計における減少によるものです。

その主な要因は、人件費等の経費の増加であります。公益目的事業を実施する上で支障のない範囲でございます。

次に、3の事業実績等について御説明します。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理事業による農地の貸借については、貸付実績で1,442ヘクタールとなりました。

(2)の農地の売買事業については、売渡し実績で144ヘクタールとなっております。

(3)の新規就農支援事業については、新規就農支援センターの活動を通じまして、723件の相談対応を行っております。

最後に、(4)農業公園管理運営等事業についてですが、自主イベント及び誘致イベントの開催回数の増加により、入園者数は、前年度比104%の約44万7,000人となりました。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課からは以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

53ページをお願いします。

報告第25号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の54ページをお願いします。

法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的としております。

2の令和5年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

次のページ、一番上の(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、2,509万8,000円の減で、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

その主たる要因は、林業公社等会計基準に基づき、主伐した箇所の資産を減損処理したことによりますが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲での減少です。

3の事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、(1)の表のとおりであり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえ、利用間伐の推進に努めたほか、(3)のとおり、新たな収入源として取り組んでいるJ-クレジット制度について、令和6年1月にクレジットを2,600CO<sub>2</sub>トン取得し、同年3月に、そのうちの一部300CO<sub>2</sub>トンを民間企業に販売しました。

森林整備課の説明は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

57ページをお願いします。

報告第26号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の58ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の確保、育成を促進することを目的としております。

2、令和5年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

59ページの(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、1億4,838万4,000円の増であり、主に指定正味財産の評価益によるものです。

続いて、3の事業実績等についてです。

(1)の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険掛金の事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っており、基金運用益を財源とした事業です。

(2)以降の事業では、国や県からの補助及び委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会や林業就業希望者への長期研修、林業就業に関する広報活動のほか、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行っており、くまもと林業大学校の運営の一部も行っております。

林業振興課は以上です。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

61ページをお願いいたします。

報告第27号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の62ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

2の決算の概要についてです。

(1)に今期決算の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は1,007万7,000円の増で、主な要因は、単年度の実質収支が増加したことに加え、ヒラメ種苗などが順調に生産できたことなどによるものです。

3、事業実績等についてです。

(1)の公益目的事業である里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなど9種類の種苗生産、配付を行うとともに、栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ74万7,000尾、ヒラメ58万7,000尾を放流するなど、共同放流事業を推進しています。また、クマモト・オイスターなどの種苗生産技術開発試験やタイラギなどの中間育成技術開発試験を実施しております。さらに、八代漁協が行う種苗生産、各漁協が取り組む種苗の中間育成や放流に対し指導や助言を行うとともに、小学生の研修の受入れや啓発活動に取り組んでおります。

(2)の収益事業であるその他の事業につきましては、養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗149万尾を生産し、配付しております。

水産振興課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリ

ビジネス課でございます。

65ページをお願いいたします。

報告第38号、地産地消の推進に関する施策の報告についてでございます。

概要につきましては、72ページにて説明させていただきます。

まず、1、地産地消の推進に関する施策の報告につきましては、くまもと地産地消推進県民条例第10条第2項の規定により、毎年度、県における地産地消の推進に関する施策を報告するものでございます。

2、報告の内容についてでございます。

令和5年度につきましては、補正予算も含め、全体で11部局、84施策に取り組みました。

令和6年度につきましては、当初予算及び6月補正予算分でございますが、(1)から(5)の5つの観点から、11部局、78施策に取り組んでまいります。

まず、1つ目は、県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成で、7部局26施策の取組を行ってまいります。県民の地産地消への関心は、9割程度を維持しておりますが、実際の購買行動につなげるために、登録人数が9,000人を超えましたSNS等を活用し、効果的なPRを展開してまいります。

2点目は、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大で、8部局26施策の取組を行います。県産品の販売店、または県産品を使用した飲食店であり、県が指定します地産地消協力店の認知度向上や県産農林水産物の消費促進につながる各種の取組を進め、流通促進や消費拡大を行ってまいります。

3点目は、経済循環及び地域活性化で、5部局14施策の取組を行います。直近の統計では、販売額が861億円で全国第4位となっております県内における農産物加工などの6次産業化の取組を、農林水産業と商工業、観光業との連携によりさらに進めてまいります。

4点目は、農林水産業が果たす多面的機能の再認識で、2部局9施策の取組を行います。農業が果たしている多くの役割を周知するために、地下水と土を育む農業の小学生に対する理解促進や、農業の持つ癒やしや安らぎ、農地における豊かな景観などの多面的機能に対する理解促進を、教育、観光、福祉等との連携、交流により進めてまいります。

5点目は、条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取組で、7部局3施策の取組を行います。

SNSや県の地産地消サイトなど様々な広報媒体の活用や各種イベントなどの機会を通じて、県民への条例の周知、浸透を図ってまいります。

流通アグリビジネス課からの報告は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 16ページの林業振興指導費の中の林業労働力対策事業費として、今回430万円の予算を計上いただいております。

説明欄には、豊かな森林づくり人材育成事業として、新しく林業技能検定に係る受検料の助成に要する経費ということで御案内いただいておりますが、林業技能検定制度が今年度から始まるということでありまして、私自身も、この制度をつくるために非常に関わってきた人間であります。430万の概要が少し分かりづらいというんですかね。どういう制度で、どのように助成なさるのかという部分について、制度の概要をお知らせいただく

ということも含めて、御説明をいただければというふうに思います。これが第1点目です。

それから、もう1つ。

23ページの財産の無償貸付けの概要ということで、旧西原公共育成牧場の建物等の無償貸与ということを引き続きということで議案をいただいております。

西原公共育成牧場は廃止されましたが、その後西原村に貸し付けられていることは存じております。西原村で具体的にどのように活用されているかということ、まずは、知ってますけれども、教えてください。それは皆さんに分かるようにということです。

といいますのは、県が持っている施設等を活用するという前提において、これはもともと持ってたやつを要らなくなったから活用していただくという形になりますが、知事の冒頭の説明の中に、TSMCに伴う農地確保対策と、それから畜産農家の営農継続に向けた取組という部分の説明をいただきましたけれども、この後何が起こるかという、実は、その半導体関連産業の集積が進めば、農地がどんどん減っていくというのはもう周知の事実であります。減っていった後で、その減っていった農地だけでうまく回していければ、それが一番いいのかもしれませんが、なかなか畜産農家はそういうわけにはいかないということで、最終的には、農地を新しく造成してもらわなきゃならなくなる可能性が私は高いと思っています。

しかし、その際に誰が事業主体になるのか、農地の地権者は誰なのか、直接そこに入ろうとしている人が自ら買い上げて、山を買って、そして農地造成を一般のやり方のようにするのか、もしくは、海面の開拓事業みたいな形で、どっかが開拓事業で新しい農地を造って、それをどなたかが買い付けるのか、もしくは貸すのか、貸すのであれば誰が所有者になるのかという問題は、必ず避けて通れ

ない議論になってくるというふうに思っています。

その際に、今おっしゃっている財産の無償貸付けを旧西原公共育成牧場でなさってらっしゃるといのは、一つのヒントかなというふうにも考えて、あえてこういう質問をさせていただいているんですけれども、少なくともニーズに合った人、つまり新しく農地が必要だという人がきちっと確定して、そしてどれだけの面積が必要かということもきちっと確定した上で造成をしないと、ただ単に、造成をしました、さあどうぞと話をしたって、今アンケート調査を見れば、5キロ以上離れたら嫌だという話もちゃんとあるわけで、その人たちがちゃんと営農していく上においてのマッチングというものを細かくやっていただき、その上でちゃんと農地を確保していくという状況の中においては、やっぱりこういうことも考えていかなければいけないのかなということとして、今どう使われているかということを知りたいということが1つです。

それともう1つ、これも農地の造成に非常に関係するんですけれども、部長の御説明の中に、自給飼料の確保や家畜排せつ物の処理というお話もございました。家畜排せつ物をどう処理しているかという、ある程度堆肥化して、その堆肥になったやつを農地にまた還元して、用土にしていって還元するというのが、今やられている一般的な方法であります。

それには、ある程度の要するに農地の面積がなければ戻すことができないという状況になりかねないということでありまして、もう既に県内においても、スラリーという、柔らかいというんですかね、非常に液状の堆肥については、し尿については、処理場を別途造って、その処理場で処理をしていって、最終的には処理した水を河川に流すというやり方ももう既に始まっているところがあります。

私は、農地を全部確保することはなかなか

難しいだろうと、いわゆる堆肥をまく農地まで全部確保することは非常に難しいんじゃないかなというふうに思っていて、そうであれば、必要な農地分は、今言ったように、きちんと確保しながら、マッチングした上で確保するという、誰がどこで使うというのがはっきり分かった上でちゃんとする。それ以外の皆さん方が、家畜排せつ物の処理というような形の中で活用をどうするかという話になったならば、今言った処理場というものについても、やっぱり考えていかなければいけないというふうに思っています。

まだ先の話とは思いますが、やっぱり現場じゃ、なかなか、先の話じゃなくて今からどうなるかということの見通しを見ていけると、非常に厳しい状況が生まれてきている、不安という部分の状況が生まれてきているというふうに思いますので、少し引っかけして申し訳ありませんが、この西原公共育成牧場がこのように使われているということも、もしくは、後ほどまだあったんですけれども、農地公社のほうも農地の売買をやってらっしゃって、集めた農地をちゃんと次の利用者に売ることも貸すこともできるわけがありますが、そういうことを少し考えないと、ただ造成しようと言ったって誰がするんですかと。

今までのいわゆる普通の圃場整備というのは、もともと農地を——地権者がいらっちゃって、それを減歩で区画整理をした上できっちりと農地を効率的な農地に変えていくというのが、今やっている一般的な圃場整備のやり方ありますから、新しく今農地を造成するというのは、昔開拓事業とかで山を開いてやってきたり、海の干拓事業であったりということもありますけれども、今はなかなかその例がないという状況もありますので、含めて御説明をいただければと思います。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます

す。

林業技能検定に係る受検料等の助成について、もう少し詳しく御説明させていただきます。

この事業のメニューといたしましては、3つございます。

1つ目は、受検料の支援ということで、受検料を実技と学科で合わせて4万円等かかるということが分かっておりますので、その半分、2万円を上限として支援させていただきたいというふうに考えております。

それから、2つ目ですが、この技能検定を受検するに当たって、その前の研修会、勉強会ですね。イメージとしては、自動車学校を受けるとき、事前に民間の勉強会というのがありますけれども、合格率も上がってほしいので、そういうのをちょっとイメージして研修会をやるようとしております。

3つ目、今度は説明会なんですけど、受検はこの就業者ですが、送り出す事業者に対しても、この技能検定の制度を理解していただき、受検して合格した方に対し、それなりの就業環境の向上を努めていただきたいということもありますので、この説明会を考えております。

最初の受検料とそれから研修会、勉強会につきましては、先ほど経営状況を説明しました林業従事者育成基金のほうに事業主体となっただけであればというふうに考えておまして、最後の説明会のほうは県がやっというふうなことで、それから受検者の見込みを100名ということで考えておるところです。

説明は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

まず、西原村に無償貸付けしております旧西原公共育成牧場の現在の使用状況についてでございますが、当時廃止した背景というのが、土地が西原村有であったということか

ら、本来、建物等を解体処分後、土地を返還すべきところでしたが、西原村から、今後も畜産的利用を行いたいという要望がございました。このため、建物等は無償で貸し付けたということでございます。

現在の使用状況ですが、西原村は、公募により馬の業者と契約を行っております。この業者につきましては、草地を活用した良質粗飼料の生産や肥育素馬の生産のための生産馬の放牧、畜舎の有効活用により肉用馬の肥育を行っております。

大体飼養頭数といたしましては、肥育馬が常時200頭程度と繁殖馬が100頭、子馬、育成馬が100頭ということで、約400頭ぐらいの馬がこの牧場で飼養されております。

また、採草地も100ヘクタールございまして、そこで牧草を収穫されておりますし、あと、放牧地も60から70ヘクタールということで、馬の放牧もされているところでございます。

続きまして、堆肥化、ふん尿処理の件でございますが、菊池地域につきましては、畑作の畜産的飼料作の割合が非常に高うございまして、県の平均から比べると、かなり畑で利用されていると。

その利用の中身というのが、畜産農家から排出されるふん尿混合、まさしくスラリーを還元されているということで、今回の半導体の企業進出に伴いまして、その還元先である飼料畑がなくなると。また、作付している飼料畑が自己所有ならそう問題もないかもしれませんが、借りて作っているということで、今回の企業進出によって貸し剥がしが起きているという状況にあります。

このため、県では、100戸ほどの農家を対象にニーズ調査を行いまして、この中でも、非常に今後堆肥処理もしくはスラリー処理に困ることになる、もしくは困っているという農家が15戸ございました。

そういうこともありまして、県といたしま

しては、緊急要望、ということで、国に対して、処理施設の整備のかさ上げとか、あとは耕畜連携を推進するための事業の拡充といった内容をいたしております。

今後、いろいろ困る農家がいらっしゃると思いますけれども、まだ詳細な——先生がおっしゃいましたように、具体的な農家数とか、必要となる畑地面積、還元すべき畑地面積、また、排出されるであろう家畜排せつ物の量というのが、なかなか把握し切れておりませんので、今後、県といたしましては、そういう詳細なニーズ——ニーズといいますか、現状の把握のための調査を行いまして、菊池地域における半導体企業進出に伴う堆肥処理、スラリー処理の全体的な構想について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、最初の林業の話なんですけれども、新しくつくっていただきました林業技能検定制度というのは、大工さんとか左官さんにもあります、いわゆる国が認める技能検定の制度であります。これまで林業にはなかったわけでありまして、林業で頑張ってる農家の皆さんは、一般的に、行政的に言えば普通作業員でありまして、その技能をきちっと評価する、公的に評価する制度がなかったということであり、この制度をしっかりとつくっていくことによって、やっぱり山で仕事をする技能者の皆さん方が、最初は初級から始まり、3級、2級、1級ということを目指しながらやっていく。それは、段階的に給料も上がる、上げていかなきゃいけないし、それから、公共事業に対してのその積算の中にちゃんとその技能士というものが織り込まれて、いわゆる普通作業員じゃなくて、もっと高額な費用がいただけるという形をつくらなきゃいけないという思いを目指しながら、この制度をつくって

きていただくようになりました。

私も随分このことを言いながら、森林の、全国の中でお話をさせていただいてまいりましたけれども、いよいよこれが始まると。今年度から始まるのは、全国で2か所ですよね。1か所が熊本と、もう一つは愛媛なんです。

なぜ熊本で始まるかということもしっかり考えていただきたいと思っておりますし、このことをやっぱり多く広めていただきながら、林業従事者がちゃんと入っていくということ、そして、県は、技能検定を受けていただいて、その結果が出る中において、もともと知事のマニフェストにも書いてあります林業技能者、林業労働者たちの所得向上が、結局山の活性化につながるという、そのことについてもしっかりと取り組んでいっていただきますようお願いをしておきます。

ぜひ、これは100名の目標でありますから、100名受検していただけるように、これの働きかけも含めてお願いしたいと思います。

100名、4万円というのは高いんです。やっぱり一般論で言えば、普通の人で4万円出してこれを受けますかという、なかなか受けない。そこで、県がしっかりと補助いただくという形になったわけでありまして、ぜひしっかりと前に進めていただければというふうに思います。

それと、ちょっと話が、すみません、西原公共牧場の話と部長の最初の話と交ぜてしまって、答えにくいかもしれませんが、いわゆる国に要望されたというのはちゃんと御報告もいただいておりますが、国に要望することの前提として誰がやるのか、制度として事業主体は誰がやるのか、これは土地の造成もそうであります。

それから、さっき私のほうで話をしましたスラリーの処理場、処理施設を造るときに事業主体は誰なのか、これを言わないと、た

だ、補助金かさ上げしてくださいと言ったって、それは事業主体は誰ですかということが説明できないのが今の状況ですね。

もちろん、ここですぐ答えろとは言いません。農業施設を貸し付けるということ、県が持っている財産を貸し付けるということは、今説明いただきました西原公共育成牧場においては、既に県内の施策としてやられているということでもあります。

もちろん、土地は、これは西原村の所有であります。上物の施設は貸し付けるということができてます。そういうことも含めて、それから農業公社の活用というものも含めながら、現実的に言えば、今までやってきたいいわゆる圃場整備というもののやり方でいけば、使う方が土地を買ってくださいと、その上で造成しましょうという話。もしくは、造成後の土地については、これは誰がやるかはまた別ですよ。誰かがやらなきゃいけないですね。やった後、かかった費用で売れるのか。これは入植事業みたいな開拓事業みたいな形になるんでしょう。それをどうやってやっていくのかということ。

農地であれば、農地を広げるだけであれば、そもそも農地の地権者がいらっしゃるから、それはやりやすいかもしれませんが、なかなか、その農地が足りなくて困っているわけですから、いわゆる山を開くということになりかねないと思いますので、山の地権者が、そのまま自分たちで費用を出して、造成費を出して、そして造成して、そして農家に貸し付けるということが可能であれば、それでもいいかもしれませんが、そういう方法論はしっかり考えておかないと、この先、なかなか、国にお願いしたって前に進まないということになりかねないと思います。

おっしゃったように、ちゃんといわゆる農家のニーズをきちっと把握をしていただいて、そことのマッチングをきちっとやった上でやっていくということ。それから、もう農

地になかなかこれ以上スラリー等をまけないということであれば、今度は施設を造ると。これは、熊本市内にもう既に造ってありますね。うちの菊池市の中にも1つあるんですけども、堆肥の処理施設というもの、それも視野に入れて考えていただければと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○千田農林水産部長 まさに先生がおっしゃった、まず、農地整備の関係についても、今回、6月補正で検討事業についても既に予算化させていただいて、その中で、さらに国への支援、特別な支援もお願いしているところです。

まさに今の先生の指摘に対しては、事業に取っかかっているところでして、まずは、事業手法として、どんな整備が必要なのか。ちょっと傾斜地という特殊事情もございますので、事業費が通常よりもかかるんじゃないかと思っておりますし、事業費がどれぐらいかかるのかという問題と、それに対して、おっしゃるように事業主体をどこにするか、その後の土地の運営についてですね。

今回、経済連が持っている土地をモデルとしてやる予定ですので、制度的には経済連が事業主体になることも可能ですし、団体営としても可能です。規模に応じた役割分担というものもあるのかもしれませんが、その上で事業主体をどこに位置づけるかと。

さらに、おっしゃるように、土地をどのように売買するのか、貸し付けるのか、そういったことも含めて、今検討事業に着手したところです。同時並行して、事業費が決まってくれば、おのずと賃借した場合の費用というのも分かってくるので、その費用も含めながら農家の方とのマッチングを進めて、ニーズに対応した形での整備ということで進んでいくことになろうかと思っております。

また、排せつ物の処理についても同様な形になります。ただ、こちらのほうは、また整

備の手法も対応の手法も、いろいろあるかと思えます。

今回、9月の一般質問のほうで、緒方先生のほうから御質問いただいた家畜排せつ物を流域下水道に接続して処理するというやり方も、既に他県でも事例はございます。一方で、熊本市がやっているようなスポット的に周辺の排せつ物を集めて処理する形、また、合併浄化槽みたいな形もあるかもしれません。

いずれにしても、ちょっとどれぐらいの規模でスラリーなり排せつ物が集まってくるのか。その規模と地理的な広がりも含めて、一番何がふさわしい処理の形なのかを、今、事業検討も、そちらのほうについても着手しようとしているところです。

また、規模、手法によって、また事業主体もおのずと整理していく必要があるかと思えます。さらに言えば、費用負担の話も、こちらと同様にございますし、いずれにせよ、刻々と進行している企業立地でございますけれども、農家の方が困らないようにスピード感を持って——なかなか今追いついてない状況ですけれども、スピード感を持って事業の検討も進めていきたいと考えております。

○前川収委員 ありがとうございます。

大津町にあります経済連の土地をとという話は、従前から伺っておりました。これもしっかりマッチングをやってください。場所がありますということではなくて、そこでちゃんと農業をやるという人がどのくらいいて、どの程度の広さが必要なのかということから始めないと、あそこに土地があるからあそこをやりましたと、さあどうぞと言ったら、いや、あそこは遠いからいけません、道が狭いからいけませんという話になったら、これは税金の無駄遣いと言われてしまいます。

税金を1円も使わずにやれば、それはそれが一番いいかもしれませんが、多分それは

難しいと思います。ある程度しっかりこちらでやってやる部分も必要だろうと思えます。そこも含めてしっかりやっていただきますようお願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにもございませんか。

○緒方勇二委員 森林保全課にお尋ねいたします。

18ページですが、まず最初に部長の説明がありましたが、石川県に派遣されている職員の方ですね。被災そのものはされなかったかもしれませんが、随分怖い思いをされたんじゃないかなというふうに感じております。その辺のことがもし状況が分かるのであれば、披瀝をいただければというふうに思います。

それから、18ページの急ぎ対応が必要な事業を追加提案されて、再度の災害防止を図る予算でありますけれども、これほどに砂防施設と治山施設が——能登半島の地震があって、津波も来ましたし、そして時を経て今回の豪雨、まさに二重災害ですよ。

本当に随分傷んだ施設が崩壊して被害を大きくしたのかなと思えますし、また、新聞報道等では、山間狭窄部の谷底平野ですか、そこを大量の土砂と流木が直進して家屋を襲ったということですが、まさに私どもは、この治山施設とこの砂防施設ですか、これがしっかりと静かに働いてくれていることを、しっかり県民向けにアナウンスしていただきたいなというふうに思います。

そして、緑の流域治水で、前知事も、治山と砂防をしっかり施して、長期的なスパンは森林整備でしょうけれど、しっかりここを守って、命と暮らし、環境をとということでありましたから、この辺の県民向けのアナウンス、これは台風10号でしたけれど、速やかに除去されるということですが、この後、盛土法の説明もございますけれども、やっぱりこの

辺の臨機応変な対応ができることのみをしっかりと県民にアナウンスいただければなと思うんですが、その辺のお考えはどうなんですかね。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

まず、石川に派遣を森林局から3名しておりますけれども、今トレーラーハウスに3人住んでおりましたけれども、幸いにもトレーラーハウスのほうは被害はございませんでした。その後、断水にはなっておりますけれども、今回10月で交代ということで、無事帰ってくるようになっております。

次に、治山施設とか砂防施設の効果が現れているということでございますし、今回、18ページの谷止め工は、まさに効果が発揮できたところでございますが、この治山施設自体が、実は被災を受けておまして、これをさらに元に戻す、強化するというので、11月に国の査定を受けることとしております。その査定後に国庫補助を活用しまして修復をするということを考えております。

次に、県民へのPRでございますけれども、令和2年7月豪雨以降、緑の流域治水と復興ということで、治山事業、特に球磨川流域取り組んでおりますけれども、住民の方々へのPRということで、9月には、球磨管内の6市町村の広報誌に取組状況を掲載させていただいております。また、湯前町と球磨村につきましては、回覧形式で住民の方へ周知をさせていただいております。また、五木村には、全戸配布というかわら版がございまして、この中でお知らせをさせていただいておりますので、これをまたほかの地域にも広げていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課で

ございます。

石川県への派遣の関係ですけれども、農林水産部では、これまで延べ19名の派遣をしております。今現在6名が石川県で支援をしているという形になっております。お話ありました林学が3名、それから農学、農業土木、水産がそれぞれ1名という形になっております。

石川のほうで災害がありましたので、その直後に安否確認というのもさせていただいております。無事であるということを確認しております。引き続き、その支援を続けていくという状況になってございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

直接、予算のお話じゃないかもしれませんが、結局、土砂撤去等の中に被災した施設の災害査定を受けてということでしょうか、よくぞこういうふうにしっかり働いてくれたなど。そして、すぐさま3,000立米の土砂をどけていただいて、片止めで通行いただいているさまを知っております。

何を言いたいかということ、結局、県民に周知をするということを恐れたら駄目だと思いますね。

私、能登半島のああいふ流木がまみれてきたことを、やっぱり令和2年の7月災害を経験した私どもからすれば、流木が相当悪さをしたんだっていうようなことをよく流布されますけれども、そうではなくて、しっかりとこういう施設が働いてくれるおかげのこのほうが、私は、効果が大きいんだろうと思います。公益的機能としてね。

だけん、河川に流木が流れ込むというのは、これはある意味致し方ないけれども、山の傷み具合とか、そういうことをすぐ喧伝されますけれども、そういうことではなしに、営々と歴史的背景もありますけれども、ずっとこういう砂防と治山施設が静かに働いてくれ

ていることの効果をもっとしっかりアナウンスすることは、公益的機能を発揮するこういう施設を——いろんな用地交渉等がありますし、事業を進める上で理解を得やすいのではないかなというふうに思いますので、しっかりこの辺の周知方もよろしくお願い申し上げます。要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○亀田英雄委員 16ページの災害復旧の話なんですけれども、災害復旧ですから、元のとおりに戻すというのが前提だというふうに思うんですけれども、これまで、林道の災害復旧の現場で、これじゃいかにも、このまま復旧しても、また配水管とかヒューム管とか詰まって、また災害を起こすよねという現場を数多く見てきました。

昨今の雨がひどく降るような状況を考えてときに、災害復旧だからといって、元の状態に戻すというだけではなくて、その原因もしっかり検証して、ここは災害復旧でもためますを大きく造るとか、そのようなことを検討されるということは、その辺の考え方について、何か議論を始めていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

16ページということで、これは林道の災害復旧のことを御質問いただいたと思っております。

林道災害復旧は、まず、災害査定、国からの査定官、立会官に立ち会っていただいて、その中で工種、工法を決めていくというような制度になっております。そして、委員おっしゃられた、例えば、そのまんま復旧すると危ないんじゃないかとか、また崩れるんじゃないかというような場合でも、根拠を持つ

て査定で提案すれば、その査定官、立会官に御理解いただければ、そういうふうになる場合もございます。

また、今回、石川のように、斜面にあった道がもう全部斜面ごと崩れたという場合は、もう逆に将来の林道として使えないという場合で、廃線とか、そういう場合もありますし、だから、そこは、管理をされている市町村が将来こうしたいという意思を持って、さらには、今までのとおりじゃなくて、こういうふうにも多少規模が大きくなるけれども、これをお願いしたいというようなことは、根拠を持っていけば聞いていただける場合もあるのかなというふうには考えております。

説明は以上です。

○亀田英雄委員 ぜひよろしく願いしときます。

そして、また新しく林道を設計される場合におきましても、今までの流量にとらわれることなく、大きめのサイズで設計していただければ、流量の何といいますか、想定流量ですたいね、壊れにくい林道にもつながるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりのこともぜひ御検討ください。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号から第13号まで、第20号及び第62号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号を議題といたします。

ここで副委員長と交代いたします。

○前田敬介副委員長 議案第21号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要です。吉田委員長の退室を求めます。

（吉田委員長退室）

○前田敬介副委員長 それでは、議案第21号について、担当課長から説明をお願いいたします。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

32ページをお願いします。

議案第21号、工事請負契約の変更についてです。

令和4年度着手の松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事ほか合併請負契約のうち、契約金額について、12億7,710万円を13億4,387万3,548円に変更するものです。

事業の概要については、33ページに記載しております。

工事内容は、排水機場の下部工の工事です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、護岸工の仮設において、軟弱な粘性土の堆積が確認されたことによる仮設締切り工法の変更及び矢板打設位置に雑石等が確認されたことによる打設工法の見直しによるものです。

農地整備課は以上です。

○前田敬介副委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前田敬介副委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから議案第21号について採決をしたいと思います。

議案第21号について、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田敬介副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

吉田委員長の入室を求めます。

（吉田委員長入室）

○吉田孝平委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

熊本県水とみどりの森づくり税事業の検討状況について報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。

左の欄は、水とみどりの森づくり税の概要をまとめたものです。

熊本県では、平成17年度に条例を制定し、県民お一人500円、法人からも県民税均等割の5%相当額を納めていただき、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てさせていただいています。

同税条例については、5年を1期として検討を加え、必要な措置を講ずることとされています。

現在第4期目にあり、今年度が第4期の5年目で最終年度になることから、今回、取組成果等々、今後の方向性の案について報告いたします。

なお、右の欄は、参考として、国の森林環境譲与税の概要等を整理したものです。

こちらの税は、1、税の概要の(1)にあるように、森林環境税として、国が国民1人年間1,000円を徴税し、(2)の譲与基準ののっとり、森林環境譲与税として全国の都道府県及び市町村に譲与を行うものです。

譲与税は、令和元年度から制度が始まっており、法律に基づき、森林整備、担い手の確保、育成、木材の利用の促進等に活用することとされています。

2ページには、熊本県内の市町村及び県における譲与税の活用状況を示しており、徐々に活用が進みつつあります。

3ページをお願いします。

水とみどりの森づくり税の第4期の事業費は、青い部分にあるとおり、27億5,000万円余の見込みとなっており、2本の施策の柱の下で事業を実施してきました。

1本目の柱は、緑の部分「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」で、十分な管理が行われていない森林における針広混交林への誘導、伐採後の再生林の経費、地域の林業を支える自伐林家等の育成、県内市町村や企業による森林由来のJ-クレジットの取得等に対する支援を行ってきました。

下のページ、4ページ、2本目の柱は「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」で、ボランティア団体が行う森づくり活動、木材利用の意義を啓発する木育活動に対する支援等を行ってきました。

5ページをお願いいたします。

本県の森林、林業をめぐる状況の変化や新たな課題をまとめたものです。

①緑の流域治水に資する山地災害に強い森林づくり、②次世代への森林の継承に向けた再生林の推進、③カーボンニュートラルやSDGsへの機運の高まりを背景とした県民、企業等による森づくり、④森林環境譲与税を活用した取組の進展を踏まえた水とみどりの森づくり税の効果的な推進などに対応していく必要があると考えております。

6ページをお願いいたします。

今年8月9日に森林整備課が開催しました森づくりシンポジウムにおける参加者へのアンケートの調査結果でございます。

結論のところに示すとおり、まず、回答者の85%が、水とみどりの森づくり税を活用した森林の持つ公益的機能の維持増進に資する取組が今後も必要との結果が得られましたほか、この水とみどりの森づくり税を財源として取り組むことが重要な取組としては、土砂災害の防止等への取組、水資源の涵養、保全の取組、再生林対策への取組が上位となっております。

7ページをお願いします。

以上の内容を踏まえますと、県民の安全、安心のため、森林の公益的機能の果たす役割はますます重要であり、引き続き、水とみどりの森づくり税活用事業の着実な推進、継続が必要と考えます。

また、状況の変化や県民の御意見を踏まえ、第5期の方向性として、緑のところにありますとおり、1「県民の安全安心を守り、災害のリスクを低減させる森づくり」、2「次世代につなぐ多様で豊かな森づくり」、3「みんなで森づくりに取り組む環境づくり」の3本の施策の下、関連する事業等を実施することとしてはどうかと考えております。

森林整備課の報告は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の2つ目、②の盛土規制法に基づく規制区域の指定(案)についてをお願いいたします。

これを1枚おめくりいただきまして、A3の折り畳みの方で御説明をさせていただきたいと思っております。

盛土規制法に基づく規制区域の指定に関しましては、令和3年の7月に静岡県の大規模な土石流の災害が発生したと、これを端緒に法の改正が行われております。

資料の右肩のほうにクレジットがございますが、建築課、農林水産政策課と書いてございますが、これは土木部と農林水産部の共管で対応をしているというものになります。

資料の2番目、法律の概要のところ、2つ目のポツを御覧ください。

都道府県等とはということで、熊本県としましては、下線が引いてございますが、宅地造成等工事規制区域等の規制区域を指定することになっております。

この規制区域の考え方は、その下の4番目、区域指定の考え方とございます。

こちらのピンク囲みで宅地造成等工事規制区域、それから緑で特定盛土等規制区域と、2つの区域に分かれておりますが、ピンクのほうは、市街地や集落など盛土等が行われて、それが崩壊すると人家等に危害を及ぼし得るエリアということで、規制の程度が厳しゅうございます。

それから、それ以外の部分が緑色のところで、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家に危害を及ぼし得るエリアというふうになっております。

具体的な指定に関しましては、この右側の熊本県の地図がついておりますが、御覧いただきまして、白地がないという形になっております。県内、宅地造成等工事、規制区域あ

るいは特定盛土等規制区域、いずれかに分類されるという形になっております。

これは、国の方針としまして、リスクのあるエリアはできるだけ広く規制区域に指定してほしいということ、それから先行県が同じようにやっていた、それから隣県との調整の結果、このような形になっているというものでございます。

実際の指定は、拡大図がございますが、御覧いただきまして、緑とピンクの境目につきまして、基本的には、道路ですとか河川、そういったもので県民の皆様に分かりやすい線引きというものを心がけております。

今後の対応につきましてですけれども、こちらにつきましては、現在の状況につきましては、各委員の先生方に個別に御説明をこれまでいたしました。

5番目の今後のスケジュール案のところを御覧いただきまして、令和6年10月頃からパブリックコメントを実施して、令和7年、来年度の4月から運用を開始する予定でございます。

下のスケジュール表を御覧いただきまして、令和6年度の1月のところに指定告示とございます。この告示を先行してすることで、できるだけ、この情報につきましては、県民の皆様あるいはその関係団体の皆様のほうにしっかりと周知を図ってしていきたいというふうに思っております。

これからも、市町村の広報誌の活用、それから個別説明ということで、周知のほうをしっかりとしていきたいというふうに思っております。

この内容につきましては、建設常任委員会においても、土木部のほうから同様に御報告させていただいております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で報告は終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

○前川収委員 熊本市は、政令市だから熊本市で独自でつくるといことですね。この何か色が違いますけれども。

○藤由農林水産政策課長 お見込みのとおりでございます。

中核市以上が独自に指定をするという形になっておりますので、政令市の熊本市は独自にと。境界につきましても、調整済みということで、同じ考え方で設定をすると聞いております。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 水とみどりの森づくり税についてお尋ねをいたします。

岸田政権下で森林環境譲与税が導入されて、増税眼鏡とかやゆされて、しかも、二重課税じゃないかとかと言われるような議論ありましたけれども、今回、水森税のほう4期目で、しっかりこの目的が、県民向けに、安全、安心、それから次世代につなぐ、しっかりこの辺うたっていたいてますし、ありがたい制度だというふうに思います。

森林環境譲与税と水森税、それはどう違うのと言ったときに、より県民に身近に感じるのが水森税だろうというふうに私は理解しております。

そこで、お尋ねですけれど、6ページ。

このときに、森づくりのシンポジウムが開催されて、これはアンケートされましたよね。これは林業関係者ばかりじゃないですか、ひょっとして。

それから、すみません。必要だと思うという県民が90%近くおられるんですね。結論の2のほうで、土砂災害等の山地災害の防止、危険性の低減に資する森林づくりとか、再造

林の推進や鹿被害の対策、森林再生の将来の森林資源確保、これが非常に多いですね。

私が気にするのは、⑩番目、木材利用の促進、この意識づけですよ。水森税はしっかり木材利用のほうを出口戦略としてうたっていたくような施策を講じる必要があるのではないかなと常日頃思っておりますが、その辺のお考えはどうか、教えてください。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

まず、委員からお尋ねのありました1つ、シンポジウムについて、林業関係者ばかりだったんじゃないかということについてですけども、こちらは参加者の方の職業まで詳しく聴取しておりませんので、正直分らないところはありますけれども、顔ぶれ見たところ、何人かはもちろん私の知っている林業関係者の方もいらっしゃったのは事実かと思いますが、くまモンの参加ということもあって、かなり一般の方が参加されたという感触があったかなというふうにも感じているところでございます。

それから、アンケートのことにつきまして、実は、毎年、企画課のほうで県民向けの全体のアンケートを実施しております、その中でも、この水森税の関係について、設問項目入れておるんですけども、今年は、肉づけ予算ということもあって、その実施時期がどうしてもこの9月議会に間に合わなかったということもございまして、森林局のほうで実施しましたこちらのシンポジウムのアンケート結果を、ここで御紹介させていただいたところでございます。

委員御指摘のとおり、木材利用につきまして、これも、今回、シンポジウムでも基調講演のほうでも、その辺は、やっぱり出口戦略として非常に重要ということは触れられておりましたし、我々もその認識は同じでございます。

今回、第5期の施策の柱の案としまして、みんなで取り組む森づくりということで、こちらは普及啓発系の取組が入ってくるのかなというふうに考えております。

こういったところで、しっかり出口戦略、木材の利用価値も含めて森林環境教育ということで、一般の県民の方に、この森林、木材利用の重要性が分かってもらえるような形の取組を実施できたらなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

ぜひ、災害に強い森づくりには木材利用が必要だということで、この辺をしっかりと育んでいただければと思います。

それから、すみません、もう1ついいですか。

○吉田孝平委員長 はい。

○緒方勇二委員 この盛土規制のほうですけど、ちょっと分からないところがあって、土砂3法があって、熱海のこともあって、今回の運びとなったということですが、この河川の堆積土砂とか、この辺の排土先の規制は、これで運用がされるんですかね。

それと、もしそれがそうであるならば、基本、関係課はたくさんありますけれど、なかなか、これは許可が出しにくくなるんじゃないかなというふうに懸念するのと、これは公共が関与した土捨場の必要性を非常に感じるんですけれども、今後ですよ。

河川掘削の土砂であるとか、砂防、治山の排除した土砂の捨場ですね。今現在、業者に委ねるところが多いけれども、今後、この規制に鑑みれば、やっぱり公共が関与した土捨場の確保というのは必要性が出てくるんじゃないかなと思いますが、その辺はどうなんですか。

○藤由農林水産政策課長 今御質問のところは、公共も絡んだ捨て土、排土が出てきた場合にどう処理していくのかということかと思えます。

こちらにつきましては、御懸念のとおり、処理するに当たっては、その許可あるいは届出という形が、一時仮置きの方についても対象になってくるということで、公共事業であっても、公共事業の工事区域内であれば、特に問題はない、許可取る、届出は必要はないんですが、工事区域を越えて遠いところに持っていかという形になりますと、これは許可あるいは届出の対象という形になってまいります。

そこは、やっぱり土木部のほうも、どう対応するかという部分は検討中ということではございますが、1つ、これは、併せて制度として、ストックヤードを自分のところで事業として取り組むという企業さんの登録ということも一方で進んでいっております。こちらと連携をすることで、施工する工事業者につきましては、そういう登録をした企業のところに土を持っていくとなりますと、これがなければ捨て土の状況はずっと追っていかないといけないというのがあるんですが、それが免除されるという形になっている。

その意味で、一つの業としてどこまでされるか分かりませんが、このストックヤード、捨て土の管理、そのあたりも担当していく事業者というのでも出てくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、これらを実行する中で、また土木部のほうとも——先生おっしゃいましたとおり、うちも複数課が関係しております。このあたり支障ができるだけないように、意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 業として出てくるんじゃないかなと。捨て土の最後までという処分の在り方ですね。これはもう産廃のマニフェストに近いですよ、こうなってくると。

ですから、よくよく考えて、ストックヤードに一時仮置き、工事内ヤードだったら該当しないということでありましたけれど、太陽光とかああいふ造成については、調整施設とか防災施設を先に造らないと造成が着手できないというふうになっていると認識してますけれども、既存施設の公益的な施設であるそういう排除、河川の土砂の排除とか、そういうところになっていけば、非常に公共が関与した部分が今後ますます必要になってくると思いますので、民間の方でもしっかりそういうことを業として育てやろうと言われる方については、申請してもたくさん林発とかいろいろありますから大変なんですけれど、しっかりその辺は御指導いただきながら、しっかり業として成り立つような仕組みづくり、そして、私どもにとっては、受益として速やかに堆積した土砂等がどこかにきちんと運ばれて処分されるというような仕組みづくりをつくっていただければなと思いますので、これは要望です。

○吉田孝平委員長 要望でよろしいですね。

ほかにございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○前川収委員 その他の中のその他であります、簡単に言います。

熊本のあか牛は、G Iを取って非常に生産も盛んに行われてます。現在、需要に追いつかないぐらいに人気が出てきているというふうに思ってます、これは熊本独自とまでは言いませんけれども、G Iが取れているとい

う前提から見れば、非常に熊本らしいあか牛の生産だということで、全国で好評をいただいているということでもあります。

ひとつ気になるのが、黒は黒でしっかり振興していかなければなりませんし、統一ブランドもつくっていただきましたし、首都圏においてもきちっと市場でその価値が認められるような状況になってきておりますが、実は、肉質等級、これが黒牛の等級の1つしかないんですね。つまり、A 5が最高級という話であれば、その同じような基準であか牛を入れていけば、A 3ぐらいまでにはしかならないと。

あか牛のA 5なんてある必要もありませんし、それはおかしい、あか牛の特性がうまく出ないということになるわけでありまして、脂身よりもうまみが強いあか牛ですから、あか牛としての肉質の等級の制度、調べるのは、全ての牛のその内容は検定制度で調べてらっしゃると思うけれども、その調べた内容を、どこを見ればあか牛としての等級が見れるのか、つくれるのか。

つまり、今は黒牛の中のあか牛と等級制度の中では——というふうになっていると思いますので、私は、独自のあか牛の等級制度をつくるべきだと思ってます。これからもっともって需要が増えてきて、G Iに認められている熊本のあか牛は、未經産であったりとか、それから、幾つか条件があつてG Iには認められてますけれども、どんどんどんどん需要が高まって、どんどんどんどん生産が増えてくれば、今度は等級が出てくるんですね、絶対。熊本のあか牛の中でこの牛はという話が出てくると思います。

やっぱり一番目指すべきあか牛の肉質は、まだ確立されてはないと思いますが、うまみの部分をしっかり評価しながら、例えば、A 1とかA 2とか言わずに、あか牛だからR、レッド1、レッド2でいい、レッド5の牛です、あか牛ですよって冗談みたいな話だけ

れども、そういうものをだんだん考えていかなければならないことになるだろうと思っております。

つまり、肉の需要は、黒牛もちろん人気ありますけれども、また、別途違う人気がある健康志向の中で、あか牛の人気が出てきてもらわなきゃいけないし、出てくると思っておりますので、その生産をやっていただく皆さん方に、目指すべきあか牛の姿というものは、黒牛と同様に、そういった肉質の検定制度的の中で、ちゃんと科学的に確立されたものというものをつくっていかねばいけないと思っておりますし、これは熊本が動かない限り、生産県が少ないわけでありますから、どこも動かないと思っておりますので、これは要望でございますが、ぜひ、そういった検定制度的について、生産者や関係団体等々と話し合いを始めていただきながら、それを確立していく準備に入ってもらいたいと思っております。

意見があればどうぞ。私は要望でいいです。

以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

委員のおっしゃるとおり、今あか牛の販売状況というのが非常に好調でございます。

直近で言いますと、今日が10月1日、昨日9月の30日までの9月の子牛販売価格が、あか牛が70万を超えております。一方、黒牛は50万を下回っております。ということで、もう既に20万開いているというのは、恐らく過去にも例がないんじゃないかなというぐらいあか牛が今非常に引き合いが強いということで、生産量はその供給量に追いついてないという状況でございます。

ということで、県といたしましては、あか牛の、もうとにかく生産振興を増やそう増やそうという増頭対策を、家畜導入事業とか、あと国の補正予算を活用しました事業とかで、非常に生産基盤の強化、繁殖雌牛の増頭

対策を実施しております。

ということで、いずれにしろ、そういう需給バランスがあつて、今はあか牛は高いんですが、将来、あか牛が増えたときに供給が過多になって下がることもなきにしもあらずということで、委員がおっしゃいますように、あか牛の評価を何とか今のうちにつくって置いて、今後も、需要が増えるとともに供給が増えたときにも、あか牛の価値が落ちないような取組が必要ではないかというふうに思っております。

国内の牛肉の取引につきましては、公益社団法人日本食肉格付協会が定めております牛の枝肉取引規格に基づいて行われております。これはもう全国共通でございます。この中で、今の評価でいくと、サシがやはり評価の指標となります。

ということで、黒牛に対しまして、あか牛がどうしても評価的には低くなりがちですが、今の状況からいきますと、その枝肉取引でもあか牛は黒牛に決して劣ってないというような状況でございます。

これをさらに確固たるものとするために、県といたしましては、消費者や実需者、赤身志向を踏まえつつ、あか牛の特徴を最大限に発揮する育種改良や子牛からの生産、肥育技術の改善等について、来年度、家畜改良増殖目標計画というのを策定する予定にしております。

この中に、委員おっしゃいますように、目指すべき水準というのを明確に位置づけて、あか牛の新たな価値創造について、これはもう県だけじゃ駄目ですので、農業団体と協議しながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

畜産課は以上です。

○前川収委員 よろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長